



気まぐれ通信 2019/2

平成28年3月末に改正社会福祉法が成立し、社会福祉法人制度改革の一環として法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などを目的として様々な改正が行われました。本通信は、社会福祉法人制度改革関連のトピックスをご紹介します。 監査法人彌榮会計社

会計監査実施法人に対するアンケート調査 (第1次アンケート) 結果概要

厚労省福祉・援護局福祉基盤課から表題の件について、平成30年11月26日時点での結果が発表されましたので、ご報告申し上げます。

<第1次アンケートの実施概要>

実施期間：平成30年11月2日～11月19日

対象法人：平成29年度に公認会計士又は監査法人の会計監査を受けた572法人

有効回答数：522法人

(1) 法人規模別の会計監査実施状況

法人規模別	全数	監査	割合
特定社会福祉法人	326	315	96.6%
サービス活動収益20億円超	325	34	10.5%
サービス活動収益10億円超	1,450	51	3.5%
上記以外	18,556	120	0.6%
合計	20,657	520	2.5%

(2) 会計監査による効果 (会計処理編)

会計監査・予備調査で減価償却等の会計処理の誤りが発見された法人の割合は52.9%です。

(3) 会計監査による効果 (業務処理編)

- ア. ガバナンス機能が強化された
- イ. 効果的・効率的な法人経営の環境が整った
- ウ. 法人構成員(役員、職員)のコンプライアンス意識が向上した
- エ. 適切な会計処理と適正な計算書類の作成に役立った
- オ. 情報開示に対する説明責任の遂行と信頼性の向上に貢献した
- カ. 不正の発見可能性が高まり、不正の抑止力になった
- キ. 法人内の規程の整備や業務処理の統一が促進され、業務の改善に役立った
- ク. コンサルティング的サービス提供を受けた
- ケ. 役員や職員の学習の機会となった

上記ア～ケの事項について80%以上の法人が効果を感じているとのこと。

(4) 監査に係る負担 (監査報酬編)

監査報酬の負担については、契約時に半数の法人が非常に重い、重いと感じていたようです。しかし、会計監査を受けた結果、多くの法人が満足又は相応であるという結論に至っています。新規の支払いであるため額の多寡はありますが、費用対効果としては納得を得られていると考えられます。平成29年度の会計監査における規模別の平均監査報酬は下表のとおりです。

法人規模別	監査報酬
特定社会福祉法人	5,154千円
サービス活動収益20億円超	3,180
サービス活動収益10億円超	2,332
上記以下の法人	959

(5) 監査に係る負担 (事務負担編)

初めての会計監査対応となった法人が多く、それなりの事務負担があったことが伺えます。監査終了時の負担感は、下表のような分布になっています。

監査終了時の事務負担感	分布
重かった	37%
かなり重かった	16%
過度の負担はなかった	46%
軽かった	1%
合計	100%

(6) その他(任意の会計監査を継続した法人)

法人規模別	継続割合
サービス活動収益20億円超	10.5%
サービス活動収益10億円超	3.5%
上記以下の法人	0.6%
合計	2.5%

上記(2)～(5)の集計結果を素直に受け止めますと、会計監査に対して好意的な評価を頂いていますようで、私共と致しましては、喜ばしい限りでございます。しかしながら、上記(6)の継続割合の低さも一方のFactではあります。

なお、詳細についてご興味をお持ちの方は、下記URLをご確認ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

